

文書管理・電子決裁システムの導入および運用開始について

■経過

文書管理・電子決裁システムの導入については、令和3年度に草津市が発起人となり「おうみ自治体クラウド協議会」内に同システムを共同調達するための分科会を立ち上げて検討を進め、導入を決めた守山市と湖南市とともに、今年度、以下のスケジュールでプロポーザルを実施し、契約を締結しました。

プロポーザルと同時並行で、先進市への視察、ヒアリングや庁内の各所属に対してアンケート、ガイドライン案への意見および同システムを活用する場合に支障のある事務について照会を行い、導入方法について検討し、12月15日より運用を開始します。

プロポーザル

- 4月12日 公示
- 5月13日 一次審査
- 5月26日 二次審査
- 6月1日 業者決定
- 8月31日 契約締結

先進市視察

- 5月2日 彦根市視察 8月5日 加西市視察

庁内照会等

- 7月15日 各課アンケート
- 8月18日、19日 業者による各所属の文書管理の実態調査
- 8月31日 各所属照会
 [総務課で作成した運用ガイドライン(案)について各所属に意見照会を行うとともに、電子決裁とすることに支障のある事務の照会を行い、現時点で電子決裁がなじまない事務について洗い出しを行いました。]
- 10月13日 各所属意見への回答通知
 [運用ガイドライン(案)に対する意見への総務課の考え方を提示しました。]
- 10月19日 総括副部長会議(協議)
 [運用方法、導入スケジュール、運用ガイドライン(案)の中身等について協議いただきました。]

■今後のスケジュール

運用ガイドライン等の公開、職員研修、仮稼働を経て、令和5年6月から本稼働とします。

- 11月24日 部長会議(重要報告)
- 12月上旬 文書規程等改正
- 12月中旬 職員研修(文書管理研修、システム操作研修)
- 12月15日～5月31日 仮稼働

[仮稼働期間中は、原則、電子決裁とします。ただし、特別の事情がある場合は、当分の間、紙決裁を認めることとします。なお、当該期間は、課長決裁(他課合議なし)までとします。(紙決裁を選択した場合は、紙を原本として保存し、電子決裁を選択した場合は、電子を原本として保存します。)]

- 6月1日～ 本稼働
 [次に掲げるとおり段階的に稼働させることとする。]

■段階的導入スケジュール

| R4(仮稼働) (12/15～5/31) | R5(本稼働)(6/1～) | R6(本稼働) |
|----------------------------|--|---------|
| 仮稼働 ・課長決裁まで (他課合議なし) | 本稼働 ・部長決裁まで (他課合議あり) ※5/31 までは仮稼働 (他課合議なし) | ・理事者決裁 |

※段階的に導入する理由

- 仮稼働期間については、職員研修後、間もないことから、システムの使用方法にも慣れておらず、混乱を招くおそれがあることから課長決裁（他課合議なし）までとします。仮稼働期間において、より多くの課題を抽出し、大きな混乱なく、仮稼働から本稼働に移行できるよう課題解決を図ります。
- 理事者決裁については、意思決定のうえで混乱を少なくするため、約1年間の本稼働を経て課題解決を充分に行ってから拡大します。理事者決裁は全体の約6%（彦根市実績）であり、各所属の事務への影響が少ないことから導入時期をずらしたとしても支障は少ないと考えられます。
- 4月は人事異動等業務が煩雑になること、かつ、出納閉鎖までは前年度分の決裁が残存することから本稼働は出納閉鎖後の6月からとします。また、仮稼働期間を6か月間設けることで、課題解決に係る期間を充分確保できると考えられます。

■今後の課題

電子公印の導入、財務会計システムへの電子決裁の導入等、本稼働後も引き続き、先進市および各所属からの課題抽出や事例収集を行い、検討を進めます。